

議案第六十三号

杉並区立子供園条例

右の議案を提出する。

平成二十一年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区立子供園条例

(設置)

第一条 幼児の心身の発達に応じて教育及び保育を一体的に実施することにより、幼児の健やかな育成を図るため、杉並区立子供園（以下「子供園」という。）を別表第一のとおり設置する。

(事業)

第二条 子供園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育（以下「短時間保育」という。）の実施に関すること。

二 長時間にわたり保育を必要とする幼児に対し行う保育（短時間保育を含む。以下「長時間保育」という。）の実施に関すること。

三 一時的に保育を必要とする幼児に対し行う保育（以下「一時保育」という。）の実

施に関すること。

四 子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の地域における子育て支援に関すること。

2 この条例に定めるもののほか、前項の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。  
(入園の資格)

第三条 子供園に入園することのできる者は、満三歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であつて、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児を現に監護するものをいう。以下同じ。)と同一の住所を区内に有するものとする。

(入園の手續等)

第四条 子供園に幼児を入園させようとする保護者は、別に定めるところにより申請し、入園の承認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

一 前項の承認をされた幼児が定員に達しているとき。

二 疾病その他の別に定める事由により、子供園への入園が困難であると認めるとき。

(保育料等)

第五条 子供園の保育料(以下「保育料」という。)は、別表第二のとおりとする。

2 保育料は、別に定めるところにより納付しななければならない。

(保育料の減免)

第六条 保育料は、特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除すること

ができる。

（保育料の不還付）

第七条 既に納付した保育料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入園の承認の取消し）

第八条 次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 保護者から退園又は転園の届出があつたとき。
- 二 第三条に規定する子供園の入園の資格を失つたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特に必要と認めたとき。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 施行日の前日において次の表の上欄に掲げる杉並区立幼稚園（以下この項において「幼稚園」という。）への入園を許可されている幼児は、施行日に、それぞれ同表の下欄に掲げる子供園への入園を承認されたものとみなす。ただし、子供園への入園を希望

しない者については、この限りでない。

幼稚園		子供園	
杉並区立下高井戸幼稚園		杉並区立下高井戸子供園	
杉並区立堀ノ内幼稚園		杉並区立堀ノ内子供園	

4 杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「杉並区立幼稚園」の下に「（杉並区立子供園を含む。）」を加える。  
5 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年杉並区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「杉並区立幼稚園」の下に「（杉並区立子供園を含む。）」を加える。  
6 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年杉並区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「杉並区立幼稚園」の下に「（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）」を加える。

7 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「杉並区立幼稚園」の下に「（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）」を加える。

8 杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「杉並区立幼稚園」の下に「（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）」を加える。

9 杉並区立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年杉並区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「杉並区立学校（」の下に「杉並区立子供園を含む。」を加える。

10 杉並区立学校設置条例（昭和三十五年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表一の項を次のように改める。

一 幼稚園

名称	位置
杉並区立高円寺北幼稚園	杉並区高円寺北二丁目一四番一三号
杉並区立成田西幼稚園	杉並区成田西一丁目二八番六号
杉並区立高井戸西幼稚園	杉並区高井戸西三丁目一五番四号
杉並区立西荻北幼稚園	杉並区西荻北一丁目一九番二二号

11 杉並区立学校教職員研修所条例（昭和三十九年杉並区条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「杉並区立学校に」を「杉並区立学校（杉並区立子供園を含む。以下「区立学校」という。）に」に改める。

第二条第二号中「杉並区立学校（以下「区立学校」という。）」を「区立学校」に改める。

別表第一（第一条関係）

名称	位置
杉並区立下高井戸子供園	杉並区下高井戸四丁目三八番一五号
杉並区立堀ノ内子供園	杉並区堀ノ内一丁目九番二六号

別表第二（第五条関係）

一時保育	長時間保育				短時間保育	区分	保育料
	八時間以下	八時間を超え九時間以下	九時間を超え十時間以下	十時間を超え十一時間以下			
一時保育	月額 一八、五〇〇円	月額 二〇、五〇〇円	月額 二二、五〇〇円	月額 二四、五〇〇円	年額 九六、〇〇〇円		一時当たり 五〇〇円

( 提案理由 )

子供園二箇所の設置に伴い、その名称及び位置を定める等の必要がある。

杉並区立子供園条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>附則第四項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>（目的） 第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条第一号に規定する職員を除く。）並びに杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。）の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>附則第五項による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）</p>	<p>（目的） 第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条第一号に規定する職員を除く。）並びに杉並区立幼稚園の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p>



<p>(職員の定義)</p>	<p>新 条 例</p> <p>附則第六項による改正(杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)</p>	<p>(職員の定義)</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条第一号に規定する職員を除く。))並びに杉並区立幼稚園(杉並区立子供園を含む。)の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 略</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に定める教育公務員(杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条第一号に規定する職員を除く。))並びに杉並区立幼稚園の園長及び教員に限る。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>		

<p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）をいう。</p>	<p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）をいう。</p>
<p>附則第七項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>附則第七項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>旧 条 例</p>
<p>（職員の定義）</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、教頭、教諭、養</p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、教頭、教諭、養</p>

護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。

護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。

附則第八項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

の一部改正）

新 条 例

旧 条 例

（定義）

（定義）

第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）

第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）

<p>をいう。</p>	<p>をいう。</p>
<p>附則第九項による改正（杉並区立学校に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、杉並区立学校（杉並区立子供園を含む。以下「区立学校」という。）に勤務する講師の報酬等について定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、杉並区立学校（以下「区立学校」という。）に勤務する講師の報酬等について定めることを目的とする。</p>
<p>附則第十一項による改正（杉並区立学校教職員研修所条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（設置）</p> <p>第一条 杉並区立学校（杉並区立子供園を含む。以下「区立学校」という。）に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の研修のため、杉並区立学校教職員研修所（以</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 杉並区立学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の研修のため、杉並区立学校教職員研修所（以</p>

下「研修施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
杉並区立学校教職員研修所秋川荘	東京都あきる野市五日市字川端一、〇〇三番地

（研修施設の使用）

第二条 研修施設は、前条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合に使用する。

一 略

二 区立学校

又は区立学校関係の教育団体が研修会を行うとき。

三 略

下「研修施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
杉並区立学校教職員研修所秋川荘	東京都あきる野市五日市字川端一、〇〇三番地

（研修施設の使用）

第二条 研修施設は、前条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合に使用する。

一 略

二 杉並区立学校（以下「区立学校」という。）

又は区立学校関係の教育団体が研修会を行うとき。

三 略